



金沢市公報

号外第20号

平成17年(2005年)6月28日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
監査公表	
監査公表 (第15号)	(監査事務局) 1

監 査 公 表

●金沢市監査公表第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定により金沢市長に関する措置請求の提出があり、同条第4項の規定により実施した監査の結果を決定し、請求人に通知したので、同項の規程によりこれを公表します。

平成17年6月28日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	上	田	忠	信
金沢市監査委員	増	江		啓

収 監 査 第 17 号
平成17年6月27日
(2005年)

林 木 則 夫 様

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	上	田	忠	信
金沢市監査委員	増	江		啓

住民監査請求に係る監査の結果について(通知) (議会懇談会費に係る公金の支出等に関する措置請求)

平成17年5月6日付け収監査第17号で收受した金沢市職員措置請求書について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により、監査を実施し、その結果を次のとおり決定したので通知します。

第1 請求の受付

1 請求人

金沢市小坂町西61番地7 林木 則夫

2 請求書の提出日

平成17年5月6日

3 請求の内容

請求人から提出された職員措置請求書による主張及び措置要求の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求人の主張要旨

食糧費は「各種会議用(宴会を含む。)、式日用茶菓、接待用茶菓、弁当、非常炊出膳、警察留置人食糧、病

院、療養所等の患者食糧、宿泊所、保育所等の賄料等」(地方公共団体歳入歳出科目解説)のことであって、懇談会経費を容認する歳出科目ではない。金沢市における食糧費に相当する費目は、事務連絡費であり、平成16年度の金沢市議会は議会費・需用費の事務連絡費を支出して懇談会をおこなっている。(表1)

地方自治法は、議会の権限、常任委員会・特別委員会について規定しているが、議員が行政職員と懇談会をおこなうことを合理的に説明できる地方自治法上の規定は、何一つとして存在していない。

需用費の事務連絡費が1人当たり7,000円以下とすれば懇談会経費が公金支出として認められると誤解して、出席者負担金を徴収し、8件の懇談会で1人当たり公金支出額を7,000円未満としているが、議会活動ではない目的外支出の懇談会経費は、1人当たり公金支出額を7,000円以下に調整しても、違法支出である。

よって、表1の1ないし5及び11ないし14の9件の懇談会経費は、目的外支出であるので、懇談会経費の全額1,933,354円が違法支出である。

表1の10は、「金沢市・福光町開発」という行政問題に関係する懇談会であり、しかも議員と行政職員が懇談するという点からみて議会費・需用費の事務連絡費より支出する経費としては認められず、目的外支出である。よって、この懇談会経費145,888円は違法支出である。

また、1人当たり7,000円を超える1,497円分の23,952円については、たとえ目的外支出でないと判断されたとしても、違法支出である。

表1の6ないし8の懇談会経費は、議会費・需用費の事務連絡費として支出しているが、これらは「議会交流」、「歓迎」や「招宴」を目的とした懇談会であり、その目的を考えると、議長交際費の支出に該当すると思われるので、不当な支出である。

(表1) 平成16年度金沢市議会の懇談会

番号	懇談会名称	年・月・日	場 所	出席者数	支 出 額 出席者負担金	1人当たり 支 出 額
1	土木建設行政 懇談会	平成16年 5月7日(金)	石 亭	28名	180,000円 6,000円	6,428円
2	総務行政 懇談会	平成16年 5月7日(金)	天狗中田	33名	175,000円 5,000円	5,303円
3	経済企業行政 懇談会	平成16年 5月11日(火)	壽 屋	34名	216,000円 6,000円	6,352円
4	教育環境行政 懇談会	平成16年 5月14日(金)	石 亭	28名	180,000円 6,000円	6,428円
5	厚生消防行政 懇談会	平成16年 5月24日(月)	石 亭	36名	228,000円 6,000円	6,333円
6	百万石まつり 議会交流懇談会	平成16年 6月12日(土)	石 亭	30名	144,144円 無	4,804円
7	全州市議会議員 歓迎夕食 懇談会	平成16年 6月12日(土)	さくら亭	27名	165,150円 無	6,000円
8	全州市議会代表団 金沢市議会議長 招宴懇談会	平成16年 6月13日(日)	ホテル 日航金沢	32名	401,269円 無	12,539円
9	全州市議会代表団 視察 昼食代	平成16年 6月14日(月)	金沢国際 ホテル	25名	54,573円 無	2,182円
10	金沢市・福光町 開発関係 懇談会	平成16年 9月30日(木)	宮川旅館 福光町	42名	145,888円 無	8,497円
11	一般会計等決算審査 特別委員会 懇談会	平成16年 11月18日(木)	石 亭	15名	102,000円 7,800円	6,800円
12	企業会計決算審査 特別委員会 懇談会	平成16年 11月26日(金)	石 亭	16名	108,000円 8,450円	6,750円

13	市政懇談会	平成16年 12月17日(金)	天狗中田	62名	306,429円 5,000円	4,942円
14	市政懇談会	平成17年 3月24日(木)	北間楼	62名	437,925円 5,000円	7,063円

(2) 措置要求の要旨

監査委員は、金沢市長に対して、違法支出の金額を金沢市へ返還すること及び不当支出の是正措置を講ずることを勧告すべきである。

4 請求の要件審査

平成17年5月6日付けで請求のあった本件金沢市職員措置請求書(以下「本件請求」という。)については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成17年5月12日に受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

監査対象事項については「表1の1ないし8及び10ないし14に係る懇談会経費の支出が、違法又は不当な公金の支出に該当するかどうか。」とした。

2 監査対象部局

監査対象部局を議会議務局総務課、総務局財政課、会計課、企業局企業総務課、産業局中央卸売市場事務局及び市立病院事務局とした。

3 書類監査

金沢市長に監査対象となる議会懇談会経費の支出に係る関係書類の提出を求め、監査を行った。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、平成17年5月25日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人が請求の趣旨を補足する陳述を行った。

[補足説明の要旨]

議会は付与された権限としての監視監督の作用とともに執行機関を批判、牽制するのが法の趣旨であるところ、議員が公金を使って行政職員とこのような懇談会を行うことは、議会の権限と矛盾するものであり、法の趣旨から逸脱したものである。

各懇談会の議会費における支出負担行為何書には、会議の目的が記載されておらず、議会費、需用費、事務連絡費を支出する理由は記載されていない。また、予算説明書には、懇談会経費である事務連絡費は記載されていないので、金沢市長は金沢市へ経費に係る公金を返還すべきである。

[提出された証拠書類]

金沢地裁の判決文(金沢地裁 平成11年(行ウ)第5号 同13年5月17日判決)

(注) この書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

5 関係職員の陳述の聴取

法第242条第7項の規定に基づき、平成17年5月25日に監査対象部局である、議会議務局総務課長外5名から陳述の聴取を行った。

第3 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により次のように決定した。

本件請求は、これを棄却する。

以下、事実関係の確認、監査対象部局の説明及び棄却の理由について述べる。

1 事実関係の確認

監査の結果、次の事実を確認した。

(1) 懇談会の開催とその目的

ア 表2(後掲)の1ないし5の行政懇談会について

総務常任委員会をはじめとする5常任委員会は年度開始後の顔合わせとなる各委員会において議員が執行部から新年度の執行体制と重点事業を中心に事業内容の詳細な説明を受け、各委員会が所管する分野の諸課題について把握するとともに、質疑応答を行っている。この年度開始直後の常任委員会に引き続き委員と説明員等が当面する行政課題について、自由に議論し合うことで意思の疎通を図り、より一層の信頼関係を確立することにより、今後の委員会の円滑な運営に役立てるために、常任委員会の名称を冠した行政懇談会を開催している。

イ 表2の11及び12の特別委員会懇談会について

一般会計等決算審査特別委員会懇談会及び企業会計決算審査特別委員会懇談会は、平成15年度決算審査に係る最後の委員会終了後、委員と説明員等が、決算審議を通じて明らかになった市政の課題について、自由に議論し意見を交換し合うことで認識を共有し、健全な市政の推進に資するため開催している。

ウ 表2の13及び14の市政懇談会について

市政懇談会は、平成16年定例第4回(12月議会)及び平成17年定例第1回(3月議会)最終日の本会議終了後、執行部と議員が互いの意思疎通を図り、より一層の信頼関係を確立することにより議会の円滑な運営に資すると同時に、新年度の予算編成又は、新年度予算の執行に当たり、市政の諸課題についての認識を共有し、課題の解決に向けて積極的な取り組みを進めていくために開催している。

エ 表2の10の懇談会について

金沢市・福光町開発関係懇談会は、金沢市と富山県福光町(合併により平成16年11月1日から南砺市)の議会議員が中心となり執行部幹部職員を交えて両市町に關係する道路整備、地域開発等をめざして、昭和51年から毎年交互に開催している。

平成16年は福光町での金沢市・福光町開発関係会議に引き続き自由な意見交換を行い、相互の理解を深め信頼関係を確立するために開催している。

オ 表2の6ないし8の懇談会について

百万石まつり議会交流懇談会、全州市議会議員歓迎夕食懇談会、全州市議会代表団金沢市議会議長招宴懇談会は、市民のまつりである百万石まつりを通し、関係市民の代表である議会議員による広域交流や姉妹都市交流事業として開催している。

(2) 懇談会経費の支出等

各懇談会の出席者と経費の内容など財務会計行為について確認したところ、以下の表2のとおりであった。

(表2に付した番号は、1からの連番となっていないが、本件事案の理解の便宜のため請求人主張要旨の表1による番号を踏襲している。なお、各懇談会の開催日、開催場所等については表1の事実と相違がなかった。)

(表2) 懇談会の出席者とその内容

番号	懇談会名称	支出額 経費の内容	支払日
	出席者		
1	土木建設行政懇談会	180,000円	平成16年
	技監、土木部長心得、都市整備部長 外幹部職員16名 議員(土木建設常任委員会委員長外6名) 議会書記2名	料理、飲物	5月31日(月)
2	総務行政懇談会	175,000円	平成16年
	都市政策部長、総務部長、副収入役、選挙管理委員会書記長、監査事務局長 外幹部職員19名 議員(総務常任委員会委員長外6名) 議会書記2名	料理、飲物	6月18日(金)
3	経済企業行政懇談会	216,000円	平成16年
	経済部長、農林部長、公営企業管理者 外幹部職員21名 議員(経済企業常任委員会委員長外7名) 議会書記2名	料理、飲物	6月7日(月)

4	教育環境行政懇談会	180,000円 料理、飲物	平成16年 6月18日(金)
	環境部長、美術工芸大学事務局長心得、教育長 外幹部職員15名 議員(教育環境常任委員会委員長外7名) 議会書記2名		
5	厚生消防行政懇談会	228,000円 料理、飲物	平成16年 6月18日(金)
	市民生活部長、福祉保健部長、市立病院事務局長、消防長 外幹部職員 22名 議員(厚生消防常任委員会委員長外7名) 議会書記2名		
6	百万石まつり議会交流懇談会	144,144円 料理、飲物	平成16年 8月16日(月)
	全州市議会議長 外議員9名、全州市議会事務局長 外職員2名 県内 各市議会議長6名 金沢市議員9名、金沢市議会事務局長、通訳		
7	全州市議会議員歓迎夕食懇談会	165,150円 料理、飲物、弁 当	平成16年 7月27日(火)
	(全州市側) 議長 外議員等16名、通訳 (金沢市側) 議長 外議員等7名、通訳		
8	全州市議会代表団金沢市議会議長招宴懇談会	401,269円 料理、飲物	平成16年 7月27日(火)
	(全州市側) 議長 外議員等11名、通訳 (金沢市側) 議長 外議員等17名、通訳		
10	金沢市・福光町開発関係懇談会	145,888円(*) 会議用コーヒー 料理、飲物	平成16年 10月29日(金)
	(福光町側) 議長、副議長 外議員等17名、町長、助役、収入役 外幹 部職員4名 (金沢市側) 議長、副議長 外議員等11名、市長、土木部長、農林部長 (*)金額は外運転手4名の別途夕食代(9,933円)を含む		
11	一般会計等決算審査特別委員会懇談会	102,000円 料理、飲物	平成16年 12月22日(水)
	議員(一般会計等決算審査特別委員会委員長外8名) 議会書記2名 収入役、副収入役、総務部長、財政課長		
12	企業会計決算審査特別委員会懇談会	108,000円 料理、飲物	平成16年 12月21日(火) 等
	議員(企業会計決算審査特別委員会委員長外9名) 議会書記2名 公営企業管理者、経済部長、中央卸売市場長、市立病院事務局長		
13	市政懇談会	306,429円 料理、飲物	平成17年 1月14日(金)
	議長 外各議員、市長 外議場出席幹部職員、等		
14	市政懇談会	437,925円 料理、飲物	平成17年 4月28日(木)
	議長 外各議員、市長 外議場出席幹部職員、等		

(3) 各懇談会予算の計上と予算説明書

各懇談会の開催費については、平成16年度予算、1款1項1目議会費、11節需用費、細節事務連絡費として、個別具体的に積算基礎等を踏まえた金額が計上されており、行政懇談会及び特別委員会懇談会の開催経費については平成16年度当初予算説明書の当該説明欄の会議費として、それ以外の懇談会経費については同じく一般経費としてそれぞれ記載されている。

2 監査対象部局の説明要旨

(1) 議員と執行部が行政懇談会を行うことの適法性について

金沢市では、各常任委員会における懇談会を年度開始後初めての委員会終了後に、また、一般会計等決算審査特別委員会及び企業会計決算審査特別委員会の懇談会を各会計の決算認定を審査する最後の委員会終了後に、及び市政懇談会を12月議会又は3月議会の最終日の本会議終了後に開催しているが、判例では「普通地方公共団体において、地方行政や議会運営を円滑に進めるため、当該団体の職員や議会議員が、相互に打合せや懇談をすることによって意思疎通を図ることは、事務処理上からも一定の有益性が認められ、その際の会食代を公費から支出することについては、その目的、出席者、回数、場所、金額等に照らし、社会通念上相当と認められる限度において許容されるものと解される。」とされており、単に地方自治法上、議員と行政職員が懇談を

行うための具体的な規定がないとの理由で違法とは言えない。

議会と執行機関は、法に定められた諸種の権限を行使することによって相互に牽制し合う立場にあるが、市民福祉の向上のため互いに十分な意思の疎通を図る必要がある、双方が意見交換を行う会合を開催し、その際にできるだけ率直な話し合いができるよう、社会通念上相当と認められる程度の会食を行ったとしても、事務の遂行に伴う行為として許されるべきものであり、これに要する経費を公金から支出することも適法であると言える。

(2) 懇談会経費事務連絡費（食糧費）で支出することの可否について

「地方公共団体歳入歳出科目解説」によれば、食糧費は各種会議用（宴会を含む）、接待用茶菓、弁当、非常用の炊き出しなどの経費であるとしており、当該懇談会経費は「宴会を含む各種会議用」に該当する。

(3) 事務連絡費（食糧費）と交際費の違いについて

本市では従来から財務規則により、会食等にかかる経費をその他の接待用茶菓、弁当、非常用炊き出しなどの「食糧費」から区分し、「事務連絡費」という細節で、より厳格な執行管理を行っている。一方、交際費は、「地方公共団体の長又はその他の執行機関が、行政執行上、あるいは当該団体の利益のために団体を代表し外部とその交渉をするために要する経費」である。

事務連絡費と交際費は、どちらも「宴会を含む各種会議用」に充てることができるが、「地方公共団体歳入歳出科目解説」によれば、「直接行政事務、事業の必要により開かれる各執行機関、議会、各種委員会等の会合における食糧的経費については、交際費で経理すべきではなく、食糧費から支出するのが適当である。」とされている。

したがって、百万石まつり議会交流懇談会、全州市議会議員歓迎夕食懇談会、全州市議会代表団金沢市議会議長招宴懇談会にかかる経費は、当該懇談会は広域交流や姉妹都市交流事業の一環として開催されているものであり、まさに「事業の必要により開かれた会合」なので、交際費ではなく、事務連絡費から支出すべきものである。

(4) 懇談会の金額について

懇談会の金額については、その目的、出席者等に応じて適正に決めている。なお、議員と執行部のみで行う懇談会については、出席者数も多く、できるだけ公費負担を抑制するため、これまで任意の出席者負担金を集める慣行になっている。

3 判断

以上のような事実関係の確認及び監査対象部局の説明に基づき、本件請求について次のように判断する。

(1) 「食糧費は懇談会経費を容認する歳出科目ではない。」との解釈について

「地方公共団体歳入歳出科目解説」（月刊「地方財務」編集局編、ぎょうせい発行）では、歳出科目第11節需用費に含まれる食糧費については、「各種会議用（宴会を含む）、式日用茶菓、接待用茶菓、弁当、…保育所等の賄料等があげられる。」としており、懇談会経費は各種会議用（宴会を含む）に該当するものといえる。

また、判例において「普通地方公共団体の長又はその他の執行機関が、当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、社会通念上儀礼の範囲にとどまる程度の接遇を行うことは、当該普通地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、右事務に随伴するものとして、許容されるものというべきである。」（平成元年9月5日 最高裁判所判決）とされ、「事務の執行上、外部者の参加を求めて会合をもつ必要性があり、これと同時に又は引き続いて、会合自体では不十分なところを補ったり、あるいは外部者に対し、会合への出席及び情報・助言の提供に対する儀礼の趣旨の接遇を兼ねて食糧費というに相応しい節度のある会食をすることは、なお食糧費の対象の範囲内であるということが出来る。」（平成8年11月22日 大阪高等裁判所判決）としている。

このように地方公共団体が事務の執行にともない接遇を兼ねて会食をし食糧費を支出することができる旨の判例もあり、本市が事務を執行する過程において、節度ある接遇を行い、これを食糧費で支出することは許容されるものである。したがって、「食糧費は懇談会経費を容認する歳出科目ではない」との請求人の解釈は失当であると判断する。

(2) 「各常任委員会行政懇談会等は議会活動の目的外であり、議員が行政職員と懇談会をおこなうことができるとする地方自治法上の規定は存在せず、違法である。」との主張について

飲食等の接遇を伴う地方公共団体の執行機関と議員との懇談会に関し、判例においては「普通地方公共団体

の執行機関である長と議会とは、法に定められた諸種の権限を行使することによって相互に牽制し合う立場にあるが、その間においても、普段から十分な意思の疎通を図るべき必要があることは否定できないから、普通地方公共団体の執行機関が、そのような目的のために当該地方公共団体の議会の議員を招いて意見交換を行い、あるいは、当該普通地方公共団体の円滑な行政運営を図るため、その運営について理解と協力を求めることは、当該執行機関の事務の遂行上必要なことであり、その際にできるだけ率直に話し合いができるように飲食等を伴う接遇を行うことは、それが社会通念上の儀礼の範囲に止まる程度のものである限り、法上許されるものと解するのが相当である。」(平成10年11月24日 東京地方裁判所判決)とされ、また「地方公共団体において、地方行政や議会運営を円滑に進めるため、当該団体の職員や議会議員らが相互に打ち合わせや懇談をすることによって意思疎通を図ることは、事務処理上からも一定の有益性が認められ、その際の会食費を公費から支出することについては、その目的、内容、出席者、回数、場所、金額等に照らし、社会通念上認められる限度において許容されるものと解する。」(平成11年7月7日 松山地方裁判所判決)としている。

これら判例を踏まえ本件をみるに、各常任委員会行政懇談会、決算審査特別委員会懇談会及び市政懇談会は、いずれも議員と執行部幹部職員が互いに意志疎通を図り、信頼関係を築くとともに、市政の諸課題等について認識を共有し、市政の円滑な運営を図ることを目的に開催しており、一定の有益性が推認できるものである。また、懇談会の開催については時宜を得るとともに、出席者は関係者にとどめ、1人当たりの費用も節度ある内容であり、社会通念上認められる範囲内のものとなっている。

一方、金沢市・福光町関係開発懇談会は、金沢市と境を接する福光町が周辺道路の計画的整備を重点とした地域開発を促進するため、事業に関わる両市町の議会議員が、執行部の幹部職員を交えて、その目的の実現に向け、互いの意志疎通を図り、信頼関係を築くため意見交換等を行っているもので、一定の有益性が推認でき、しかも、開催の内容、出席者、金額等は社会通念上儀礼の範囲内のものと認められる。

したがって、これらの懇談会経費の支出が違法ということとはできないと判断する。

- (3) 「金沢市・福光町関係開発懇談会経費の1人当たり7,000円を超える1,497円分23,952円については、たとえ目的外支出でないとして判断されたとしても、違法支出である。」との主張について

判例によれば、「接遇が社会通念上儀礼の範囲内のものであるかどうかについては、接遇の趣旨及び目的、出席者及び出席人数、接遇の場所、接遇の内容、程度及び費用等を総合的に考慮して判断すべきである。」(平成10年11月24日 東京地方裁判所判決)とされている。

本件懇談会は、金沢市と福光町が道路整備等の地域開発を促進するため、両市町の意思決定機関である議会の代表者等が、年に1回互いの意志疎通を図り、信頼関係を築くため飲食を伴う会合を行っているものであり、一定の有益性が推認できるとともに、経費の内容についても会議用コーヒー、料理等飲食に係るもののみであり、1人当たりの費用が余りにも豪華に過ぎるものとは言えず、社会通念上儀礼の範囲内のものであることから違法ということとはできないと判断する。

- (4) 「百万石まつり議会交流懇談会等の経費は食糧費ではなく交際費による支出に該当し、不当な支出である。」との主張について

地方公共団体歳入歳出科目解説によると、事務事業の必要により開かれる各執行機関、議会、各種委員会等の会合における食糧の経費については、第11節の需用費(食糧費)から支出するのが適当であるとされている。

また判例でも、「食糧費は、行政事務、事業の執行上直接的に費消される経費である。この点で、外部折衝経費である交際費と異なる。」(平成8年11月22日 大阪高等裁判所判決)と判示している。

したがって、百万石まつり議会交流懇談会、全州市議会議員歓迎夕食懇談会及び全州市議会代表団金沢市議会議長招宴懇談会は、いずれも本市行政事務の広域交流や姉妹都市交流事業の一環として開催されたものであり、事業の執行上開かれた会合であると言え、その経費は、食糧費での支出が適当であると判断する。

- (5) 議会費における「支出負担行為何書に会議の目的、支出する理由が記載されていない、予算説明書に懇談会経費が記載されていない。」との指摘について

各懇談会経費の議会費における支出負担行為何書には支出の目的である事務事業名と経費の内容が記載されており、また、予算説明書では懇談会経費はそれぞれの目的に応じ会議費又は一般経費として記載されているので、請求人の指摘は誤解である。

以上のとおり、平成16年度金沢市議会の各懇談会に係る経費の支出については、違法又は不当な公金の支出があったと認めることができず、請求人の措置請求には、理由がないものと判断する。

(別紙)

職員措置請求書
金沢市長に対する措置請求

第1 請求の趣旨

1 食糧費は『各種会議用(宴会を含む。)、式日用茶菓、接待用茶菓、弁当、非常炊出膳、警察留置人食糧、病院、療養所等の患者食糧、宿泊所、保育所等の賄料等』([五訂]地方公共団体 歳入歳出科目解説)のことである。

すなわち、食糧費は『茶菓』代、『弁当』代、『賄』材料費、『食糧』費等のことであって、懇談会経費を容認する歳出科目ではない。

ところで、金沢市における食糧費に相当する費目は、事務連絡費である。

情報公開された公文書によると、平成16年度の金沢市議会は議会費・需用費の事務連絡費を支出して懇談会をおこなっている(別紙)。

しかも、需用費の事務連絡費が1人当たり7,000円以下とすれば懇談会経費が公金支出として認められるものと誤解して、別紙14を除く出席者負担金を徴収した8件の懇談会において1人当たり公金支出額を7,000円未満としている。

しかしながら、議会活動ではない目的外支出の懇談会経費は、1人当たり公金支出額を7,000円以下に調整しても、違法支出である。

地方自治法は、議会の権限として、議決事件(第96条)、選挙、予算の増額修正(第97条)、検閲及び検査、監査の請求(第98条)、説明の請求及び意見の陳述、意見書の提出(第99条)、調査権、出頭証言及び記録の提出請求、刊行物の送付、図書館等(第100条)について規定している。

また、常任委員会(第109条)については地方公共団体の事務の調査・議案、陳情等の審査(第3項)をおこない、公聴会の開催・学識経験者等の意見聴取(第4項)や参考人の意見聴取(第5号)ができると規定し、特別委員会(第110条)は議会の議決により付議された特定の事件を審査(第3項)し、常任委員会の第4項、第5項の規定が準用(第4項)されると規定している。

いずれにしても、議員が行政職員と懇談会をおこなうことを合理的に説明できる地方自治法上の規定は、何一つとして存在していない。

2 別紙懇談会1乃至5及び11乃至14の9件の懇談会においては、出席者が自己負担をおこなっている。

これは、1人当たり単価が7,000円を超える懇談会経費が違法であるとの判例を考慮して金沢市民の批判を回避しようとした対応であると思われる。

しかしながら、これら9件の懇談会は、上記1において指摘したとおり、目的外支出であるゆえに、以下のとおり懇談会経費の全額が違法支出である。

別紙懇談会1は、技監1名、土木部の部長心得等8名、都市整備部の部長等11名と議員7名、担当書記2名の合計28名の懇談会経費180,000円。

別紙懇談会2は、都市政策部の部長等9名、総務部の部長等9名、副収入役1名、選挙管理委員会の書記長1名、監査事務局長1名と議員7名、議会事務局の事務局長等3名、書記2名の合計33名の懇談会経費175,000円。

別紙懇談会3は、経済部の部長等8名、農林部の部長等4名、企業局の公営企業管理者等12名と議員8名、書記2名の合計34名の懇談会経費216,000円。

別紙懇談会4は、環境部の部長等4名、美術工芸大学の事務局長心得等2名、教育委員会の教育長等12名、議員8名、書記2名の合計28名の懇談会経費180,000円。

別紙懇談会5は、市民生活部の部長等6名、福祉保健部の部長等13名、市立病院の事務局長等2名、消防本部の消防長等5名と議員8名、担当書記2名の合計36名の懇談会経費228,000円。

別紙懇談会11は、収入役、副収入役、総務部長、財政課長の執行部4名と議員9名、書記2名の合計15名の懇談会経費102,000円(議会事務局負担分74,800円と会計課負担分27,200円)。

別紙懇談会12は、公営企業管理者、経済部長、中央卸売市場長、市立病院事務局長、の執行部4名と議員

10名、書記2名の合計16名の懇談会経費108,000円（議会事務局負担分81,000円・企業局負担分6,750円・市場負担分13,500円・病院負担分6,750円）。

別紙懇談会13は、出席者62名分の懇談会経費306,429円（財政課が153,215円と議会事務局が153,214円）。

別紙懇談会14は、市議会関係者、市長等出席者62名分の懇談会経費437,925円（財政課218,963円と議会事務局218,962円）。

これら9件の違法懇談会経費の合計金額は1,933,354円である。

- 3 別紙懇談会6については全州市議会代表団に加えて七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市の各市議会議長と金沢市議会議長を含む議員との『議会交流』の懇談であるゆえに、議長交際費の支出が適切であると思われる。

よって、この懇談会の支出は不当な支出である。

- 4 別紙懇談会7及び8の2件の懇談会は、全州市議会代表団と金沢市議会議長を含む議員との懇談会である。

これらの懇談会経費は、議会費・需用費の事務連絡費として支出している。

しかしながら、これらは『歓迎』や『招宴』を目的とした懇談会である。懇談会の目的を考えるならば、これらは議長交際費の支出に該当すると思われる。

よって、これらの懇談会の支出も不当な支出である。

- 5 別紙懇談会10の懇談会は、金沢市を代表して市長、土木部長、農林部長、議長等16名が、福光町を代表して町長、助役、収入役、総務課長、農林課長、開発課長、商工振興課長、議長等26名が出席しておこなわれた42名の懇談会である。

このような「金沢市・福光町開発」を目的とする懇談会経費を議会費・需用費の事務連絡費より支出することは、違法である。

問題は、「金沢市・福光町開発」という行政問題に関係する懇談会であり、しかも議員と行政職員が懇談するという点である。どう考えてみても議会費・需用費の事務連絡より支出する経費としては認められず、目的外支出である。

よって、この懇談会経費145,888円は違法支出である。

また、1人当たり7,000円を超える1,497円分の23,952円については、たとえ目的外支出でないと判断されたとしても、違法支出である。

したがって、監査委員は、金沢市長に対して、違法支出の金額を金沢市へ返還すること及び不当支出の是正措置を講ずることを勧告すべきである。

地方自治法第242条第1項の規定により、必要な措置を講ずるように請求する。

第2 請求人

金沢市小坂町西61番地7

診療放射線技師

林木 則夫

第3 事実証明書

- 1 平成16年5月7日付『支出負担行為伺書』（土木建設行政懇談会経費）
- 2 平成16年5月7日付『支出負担行為伺書』（総務行政懇談会経費）
- 3 平成16年5月11日付『支出負担行為伺書』（経済企業行政懇談会経費）
- 4 平成16年5月14日付『支出負担行為伺書』（教育環境行政懇談会経費）
- 5 平成16年5月24日付『支出負担行為伺書』（厚生消防行政懇談会経費）
- 6 平成16年6月12日付『支出負担行為伺書』（百万石まつり議会交流懇談会）
- 7 平成16年6月12日付『支出負担行為伺書』（全州市議会議員歓迎夕食懇談会）
- 8 平成16年6月13日付『支出負担行為伺書』（全州市議会代表団金沢市議会議長招宴懇談会）
- 9 平成16年6月14日付『支出負担行為伺書』（全州市議会議員代表団視察昼食代）
- 10 平成16年9月30日付『支出負担行為伺書』（金沢市・福光町開発関係懇談会経費）

- 11 平成16年11月18日付『支出負担行為伺書』(一般会計等決算審査特別委員会懇談会経費)
 12 平成16年11月26日付『支出負担行為伺書』(企業会計決算審査特別委員会懇談会経費)
 13 平成16年12月17日付『支出負担行為伺書』(市政懇談会経費)
 14 平成17年3月24日付『支出負担行為伺書』(市政懇談会経費)
 15 平成17年3月24日付『支出負担行為伺書』(市政懇談会経費)
 《平成17年5月12日付『情報公開決定通知書』による公文書》

以上

別紙

平成16年度 金沢市議会の

懇 談 会

		年 月・日(曜日)	場 所	出席者数	支 出 額		1人当たり 支 出 額
					《出席者負担金》		
1	土木建設行政 懇 談 会	平成16年 5月7日(金)	石 亭	28名	180,000円	6,428円	
					《6,000円》		
2	総務行政 懇 談 会	平成16年 5月7日(金)	天狗中田	33名	175,000円	5,303円	
					《5,000円》		
3	経済企業行政 懇 談 会	平成16年 5月11日(火)	壽 屋	34名	216,000円	6,352円	
					《6,000円》		
4	教育環境行政 懇 談 会	平成16年 5月14日(金)	石 亭	28名	180,000円	6,428円	
					《6,000円》		
5	厚生消防行政 懇 談 会	平成16年 5月24日(月)	石 亭	36名	228,000円	6,333円	
					《6,000円》		
6	百万石まつり 議会交流 懇 談 会	平成16年 6月12日(土)	石 亭	30名	144,144円	4,804円	
					無		
7	全州市議会議員 歓迎夕食 懇 談 会	平成16年 6月12日(土)	さくら亭	27名	165,150円	6,000円 (1,575円)	
					無		
8	全州市議会代表团 金沢市議会議長 招宴 懇談会	平成16年 6月13日(日)	ホテル 日航金沢	32名	401,269円	12,539円	
					無		
9	全州市議会代表团 視察 昼食代	平成16年 6月14日(月)	金沢国際 ホテル	25名	54,573円	2,182円	
					無		
10	金沢市・福光町開発関係 懇 談 会	平成16年 9月30日(木)	宮川旅館 (福光町)	42名	145,888円	8,497円	
					無		
11	一般会計等決算審査特別委員会 懇 談 会	平成16年 11月18日(木)	石 亭	15名	102,000円	6,800円	
					《7,800円》		
12	企業会計決算審査特別委員会 懇 談 会	平成16年 11月26日(金)	石 亭	16名	108,000円	6,750円	
					《8,450円》		
13	市 政 懇 談 会	平成16年 12月17日(金)	天狗中田	62名	306,429円	4,942円	
					《5,000円》		
14	市 政 懇 談 会	平成17年 3月24日(木)	北間楼	62名	437,925円	7,063円	
					《5,000円》		

議会事務局負担分

74,800円

会計課負担分 27,200円

議会事務局負担分 81,000円

企業局負担分 6,750円

市場負担分 13,500円

病院負担分 6,750円

財政課 153,215円

議会事務局 153,214円

財政課 218,963円

議会事務局 218,962円

平成17年(2005年)6月28日 印刷
平成17年(2005年)6月28日 発行

発行人
発行所

印刷者 石川県金沢市玉銚4丁目166番地
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

定価 120円

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄